

(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業

審 査 講 評

令和5年1月

まほろば環境衛生組合

(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業

プロポーザル審査委員会

目次

1	事業の概要等.....	1
	（1）事業の概要.....	1
	（2）事業の名称.....	1
	（3）施設の概要.....	1
	（4）事業の期間.....	1
	（5）事業の方式.....	2
2	選定の方法等.....	2
	（1）選定の方法.....	2
	（2）選定のスケジュール.....	2
	（3）審査委員会の設置.....	3
	（4）審査委員会の開催経過.....	3
	（5）選定の手順.....	4
3	審査結果の概要.....	6
	（1）応募者.....	6
	（2）第一次審査（参加資格審査）.....	6
	（3）第二次審査（提案書審査）.....	7
	（4）総合評価点の算出.....	8
	（5）優先交渉権者の選定.....	9
4	総評.....	9

1 事業の概要等

(1) 事業の概要

まほろば環境衛生組合（以下、「組合」という。）の構成町（安堵町、広陵町及び河合町）を含む奈良県下10市町村で構成する山辺・県北西部広域環境衛生組合では、構成市町村の安定的なごみ処理を行うためエネルギー回収型廃棄物処理施設（以下、「広域ごみ処理施設」という。）の整備を進めており、令和7年5月からの稼働開始を予定している。

組合では、収集量や収集頻度等を勘案し、広域ごみ処理施設までの運搬・搬入を効率よく行うため、可燃ごみ（安堵町・広陵町・河合町から排出されるもの）及び容器包装プラスチック（安堵町・広陵町から排出されるもの）を対象とした施設の整備を行うものである。

また、循環型社会形成推進交付金制度に基づき建設された廃棄物運搬中継施設において、25年間にわたり所定の性能を発揮しながら適切に運営維持管理を行うものであるとともに、リサイクル中継運搬施設においてストックヤードに搬入された粗大ごみ・不燃ごみ及びビン・缶・ペットボトル・小型家電を積替え、いずれも広域ごみ処理施設へ運搬するものである。

(2) 事業の名称

(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業

(3) 施設の概要

○廃棄物運搬中継施設

建設場所 : 奈良県生駒郡安堵町大字笠目・大字窪田 地内
敷地面積 : 約6,000 m²
敷地利用面積 : 約5,520 m²
施設規模 : 可燃ごみ 90 t/日 (収集日:月・火・木・金)
(月～金曜日に事業系等のごみの搬入あり)
容器包装プラスチック 5.1 t/日 (収集日:木・金)

○施設名称:リサイクル中継運搬施設

建設場所 : 奈良県北葛城郡広陵町大字古寺 地内
敷地面積 : 約28,000 m²
施設作業面積 : 約1,640 m²
施設規模 : 粗大ごみ 18.5 t/週 (月・火曜日に搬入)
不燃ごみ 13.3 t/週 (月・火曜日に搬入)
ペットボトル 1.5 t/週 (水曜日に搬入)
カン・ビン 7.4 t/週 (水曜日に搬入)
小型家電 ごく少量

(4) 事業の期間

本事業期間は、契約締結日の翌日から令和31年12月までとする。
建設工事期間は、契約締結日の翌日から令和6年12月までとする。
運營業務期間は、令和7年1月から令和31年12月までとする。

なお、令和7年1月から令和7年4月までは、広域ごみ処理施設は試運転期間となる。それに伴い、本施設の稼働は令和7年1月からとなり、全量搬入するものとする。

(5) 事業の方式

(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業(以下、「本事業」という。)の発注方式は、組合が計画した本事業に対して、施設配置計画・動線計画、工事中の安全対策、環境負荷の低減、施設の運営管理、保守点検・アフターサービス体制等、災害への対応、本事業による地域経済の活性化に関する技術提案を受け、本施設の設計・建設工事と運營業務を民間事業者に一括して長期的かつ包括的に発注するDBO方式により実施する。

2 選定の方法等

(1) 選定の方法

募集及び選定にあたっては、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、提案書の提案内容等及び本事業に係る対価(以下、「見積価格」【消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。】という。)を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用した。

(2) 選定のスケジュール

優先交渉権者の選定までのスケジュールとして、以下のとおり実施した。

なお、ここでは再公告以降の日程のみ示すものとする。

表1 選定のスケジュール

	日 程	内 容
令和4年度	10月11日(火)	公告、公募型プロポーザル実施要領書等の公表
	10月11日(火)～10月14日(金)	現地調査の受付
	10月11日(火)～10月19日(水)	現地調査
	10月11日(火)～10月20日(木)	公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問の受付
	10月27日(木)	公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問への回答
	10月31日(月)～11月4日(金)	プロポーザル参加表明書等の受付(第一次審査)
	11月11日(金)	プロポーザル参加資格審査結果の通知
	11月21日(月)～12月19日(月)	提案書の受付(第二次審査)
	令和5年 1月13日(金)	提案者プレゼンテーション
	令和5年 1月25日(水)	第二次審査(技術提案)結果の通知及び審査講評の公表
	令和5年 2月下旬	本契約締結(議会議決日)

(3) 審査委員会の設置

組合は、提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保したうえで、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置した。

(4) 審査委員会の開催経過

本事業における審査委員会の開催経過として、以下のとおり実施した。

表2 委員会の開催経過

回数	年月日	主な審議内容
第1回	令和4年5月16日(月)	<ul style="list-style-type: none">・委員長、副委員長の選出・事業者決定までの流れ・入札公告の内容について
—	令和4年12月21日(水) 令和4年12月27日(火)	<ul style="list-style-type: none">・評価項目について各委員に説明
—	令和5年1月6日(金)	<ul style="list-style-type: none">・提案書の内容について各委員に説明
第2回	令和5年1月13日(金)	<ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーション及びヒアリング・各審査項目の評価・優先交渉権者の決定

(5) 選定の手順

優先交渉権者の決定の手順として、以下のとおり実施した。

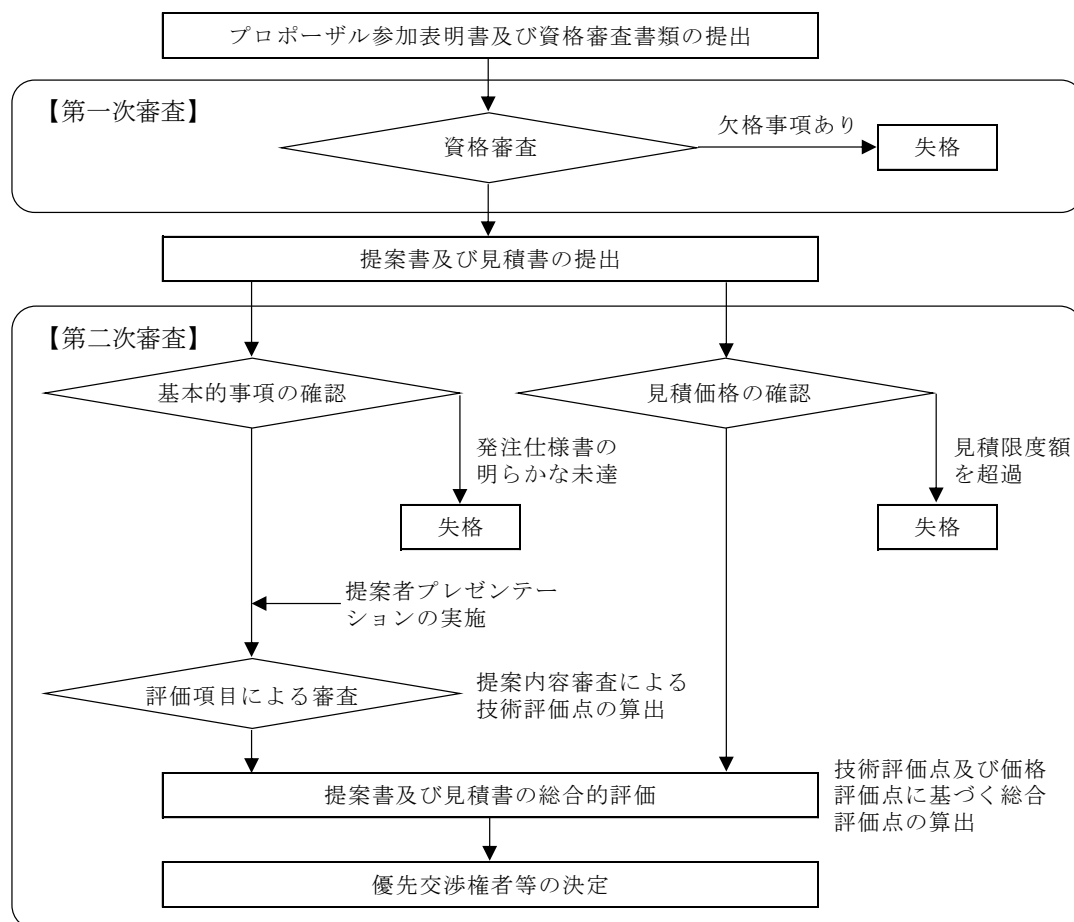


図1 選定の手順

【第一次審査（参加資格審査）】

プロポーザル参加希望者が、公募型プロポーザル実施要領書の「プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件」に規定した事項を満たしているか否かについて、プロポーザル参加資格審査に関する提出書類に基づき審査した。

【第二次審査（提案書審査）】

基本的事項の確認

提案内容が発注仕様書の内容を満たしているかどうかについて、提案書への記載事項を確認した。

見積価格の確認

プロポーザル参加者が提示する見積価格が見積限度額以下であることの確認を行った。

評価項目に基づく審査

提案書に基づき、以下に示す評価項目及び得点化方法により「技術・運営に関する評価点」を算出した。

表3 技術・運営評価項目

評価項目			評価の視点及び評価基準		配点	
技術・運営に係る項目	①	安全に配慮した施設	施設配置・動線計画	搬入出車両等（3町の収集車・事業系車両及びコンテナ車）の施設の動線計画について安全性・利便性を踏まえた優れた提案がなされているか。	10	86
	②	環境にやさしい施設	環境負荷の低減	本施設の技術・運営に関する提案がSDGsに配慮した優れた提案がなされているか。	10	
	③	安定稼働に優れた施設	施設の運営管理	本施設及び同施設のコンテナ車搬入出時における運営管理と業務実施スケジュール、また運搬時の緊急時対策について、具体的に優れた提案がなされているか。	20	
	④		保守点検・アフターサービス体制等	供用開始後の保守点検・修繕・アフターサービス体制等について、具体的に優れた提案がなされているか。	10	
	⑤		危機管理及び緊急時等の対応	自然災害対策等の具体的に優れた提案がなされているか。	6	
	⑥	地域貢献	本事業による地域経済の活性化	建設工事期間中及び運営維持管理期間における地域企業（支店・営業所等の所在地等）や人材活用の優れた提案がなされているか。	30	
実績等	⑦	同種施設の施工実績	過去10年以内の同種施設について、単独企業又はJVの構成員として請け負った施工実績	2件以上	2	2
				1件	1	
				なし	0	
	⑧	同種施設の運営実績	過去10年以内の同種施設について、運営管理をした実績	2件以上	2	2
1件				1		
なし				0		
合計					90	

※同種施設：ごみ中継施設又はごみ処理施設（粗大・リサイクル施設、マテリアルリサイクル推進施設）

表4 技術・運営提案の点数化方法

区分	評価基準	点数化方法
A	当該評価項目において、発注仕様書を十分に理解した具体的な提案であり、非常に大きな効果が期待できる。	配点×1.00
B	当該評価項目において、発注仕様書を十分に理解した具体的な提案であり、大きな効果が期待できる。	配点×0.75
C	当該評価項目において、発注仕様書を十分に理解した具体的な提案であり、一定の効果が期待できる。	配点×0.50
D	当該評価項目において、発注仕様書を理解した程度であり、提案内容の効果が把握できない又は期待できない。	配点×0.25
E	当該評価項目において、発注仕様書に対する具体的な提案が認められない。	配点×0.00

価格評価点の算定

プロポーザル参加者の提案見積価格に基づいて「価格評価点」を算出した。

$$\text{価格評価点} = (\text{最低価格} / \text{提案見積価格}) \times 20 \text{ 点}$$

総合評価点の算定

最終的な「総合評価点」を次の加算方式に基づいて求めた。

表5 総合評価点

審査項目（大項目別）	評価点（満点）
技術・運営に関する項目	90点
価格	20点
合計	110点

総合評価点 = 技術・運営に関する評価点（90点）+ 価格評価点（20点）

3 審査結果の概要

(1) 応募者

令和4年10月11日に公告を行い、10月31日～11月4日に公募し参加表明書等を受け付けたところ、2共同企業体から提出があった。

(2) 第一次審査（参加資格審査）

公募型プロポーザル実施要領書で示した参加資格要件を応募者が満たしていることを、事務局において以下のとおり確認し、11月11日に代表企業に対して参加資格を有することを書面にて通知した。

表6 参加資格審査結果

参加資格要件		優先交渉権者	次点 優先交渉権者
すべての 企業の 要件	① 組合構成町（安堵町、広陵町及び河合町）のいずれかにおいて、指名審査登録・総合評点基準一覧（経審）があること。	合格	合格
	② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。	合格	合格
	③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行っている者でないこと。	合格	合格
	④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。	合格	合格
	⑤ 本件に係る公告日から委託業者の決定までの間に、組合構成町（安堵町、広陵町及び河合町）において指名停止を受けている者でないこと。	合格	合格
	⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務への参加表明前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者でないこと。	合格	合格
	⑦ 組合構成町（安堵町、広陵町及び河合町）における暴力団排除条例等に規定する暴力団等でないこと。	合格	合格
	⑧ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者でないこと。	合格	合格

	⑨ 組合の発注支援業務等を受託している者（株式会社環境技術研究所）と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、議決権を有する株式の過半数を有し、またはその出資の総額の100分の50以上を出資している者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。	合格	合格
単 独 企 業 の 要 件	① 組合構成町（安堵町、広陵町及び河合町）のいずれかにおいて入札参加資格者名簿に登載がされており、官公庁（一部事務組合、広域連合等を含む）発注の廃棄物処理施設の運転管理またはごみ処理施設での運営経験を1年以上有していること。	—	—
	② 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、「清掃施設工事」または「機械器具設置工事」あるいは「建築一式工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けており、同法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、1,000点以上であること（プロポーザル参加表明書の提出日に有効期限内であること）。	—	—
共 同 企 業 体 の 要 件	《設計・建設工事を実施する企業》①②の両方を満たすこと ① 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、「清掃施設工事」または「機械器具設置工事」あるいは「建築一式工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けており、同法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、1,000点以上であること（プロポーザル参加表明書の提出日に有効期限内であること）。	合格	合格
	《設計・建設工事を実施する企業》①②の両方を満たすこと ② 奈良県内に建設業法第3条第1項に規定する本店、支店または営業所を有する者であること。	合格	合格
	《運營業務を実施する企業》 ① 組合構成町（安堵町、広陵町及び河合町）のいずれかにおいて入札参加資格者名簿に登載がされており、官公庁（一部事務組合、広域連合等を含む）発注の廃棄物処理施設の運転管理またはごみ処理施設での運営経験を1年以上有していること。	合格	合格
参加資格審査結果		合格	合格

（3） 第二次審査（提案審査）

11月21日～12月19日に参加資格を有する2共同企業体から提案書が提出され、いずれも基本的事項を満たしていることが確認できたため、失格に該当しないものと認めた。

表7 第二次審査(基本的事項)確認結果

審査項目	優先交渉権者	次点 優先交渉権者
第二次審査に関する提出書類がすべてそろっているか	合格	合格
提出書類が提案様式に示した方法で提案されている	合格	合格
見積価格が見積限度額以下であること	合格	合格
第二次審査(基本的事項)確認結果	合格	合格

それに基づき令和5年1月13日に審査委員会において、提案書の内容に関する参加者による説明（プレゼンテーション）及び委員による提案内容に対する質疑（ヒアリング）を実施した後に、技術・運営に関する項目の審査を行った。

技術・運営に関する審査結果、講評及び価格の審査結果は以下に示すとおりとなった。

表8 技術・運営に関する審査結果

評価項目			配点	優先交渉権者	次点 優先交渉権者	
技術・ 運営に係る項目	①	安全に配慮した施設	施設配置・動線計画	10	7.50	7.50
	②	環境にやさしい施設	環境負荷の低減	10	8.06	5.83
	③		施設の運営管理	20	13.33	13.33
	④	安定稼働に優れた施設	保守点検・アフターサービス体制等	10	7.78	7.22
	⑤		危機管理及び緊急時等の対応	6	3.33	3.83
	⑥	地域貢献	本事業による地域経済の活性化	30	20.83	22.50
実績等	⑦	同種施設の施工実績		2	2.00	2.00
	⑧	同種施設の運営実績		2	1.00	2.00
技術評価点			90	63.83	64.21	

表9 価格の審査結果

項目	配点	優先交渉権者	次点 優先交渉権者
提案見積価格(税抜き)	—	4,600,000,000円	7,718,000,000円
価格点	20	20.00	11.92

(4) 総合評価点の算出

技術・運営に関する評価点と価格点を加算し総合評価点を算出した。

表10 プロポーザル審査結果

項目	配点	優先交渉権者	次点 優先交渉権者
技術・運営に関する評価点	90	63.83	64.21
価格点	20	20.00	11.92
総合評価点	110	83.83	76.13

(5) 優先交渉権者の選定

審査委員会は、上記の結果に基づき、『アクアソリューション・村本建設共同企業体』を優先交渉権者として決定した。

4 総評

本公募型プロポーザルにおいては、2共同企業体から参加表明書等の提出があり、それぞれから異なる方式の提案を受けた。いずれの提案も、本事業の特性を的確に捉えたうえで創意工夫がなされているとともに、建設・運営経験に基づく魅力的なものであり、まずは、独自の提案を作成された参加者の尽力について心より感謝申し上げたい。

審査委員会では、提案書及び提案価格に対し各々共同企業体のプレゼンテーションを受け、審査委員を構成する外部有識者、環境・契約専門及び行政の立場から厳正なる審査を行った結果、『アクアソリューション・村本建設共同企業体』を優先交渉権者として決定した。

技術・運営においては、社会に広がるSDGsに配慮した取り組みについて評価基準を設け、環境負荷を低減するような提案を評価した。また、2共同企業体の提案は異なる方式のものであり、評価項目においてメリット及びデメリットはあるものの、いずれも安全・環境・安定稼働・地域貢献など最大限考慮された内容であった。結果は、双方得点差はほぼなく、小数点内の差で次点優先交渉権者がやや上回った。

価格においては、優先交渉権者による提案が、建設費と25年間の長期にわたる施設維持費・運搬経費が安価となり、財政負担軽減を図ることができるのではないかとの意見が多数あった。

以上の結果、技術・運営面では次点優先交渉権者が上回ったものの、価格面で大きな差が生じたことにより、総合評価点において優先交渉権者が決定した。

今後、本組合と『アクアソリューション・村本建設共同企業体』が良好なパートナーシップを構築し、事業目的に沿った安定した長期の運営事業の実施を期待するとともに、以下の点に留意しながら双方が真摯に協議を重ね、本事業がより良いものとなることを期待する。

- (1) 本事業は長期間〈25年間〉にわたるため、組合をはじめ地域住民との信頼関係が重要であることから、誠意をもって事業の推進に努めること。
- (2) 安心、安全な施設として地域住民との連携を十分に行い、施設建設工事が遅延することなく実施され、滞りなく事業が推進されるよう努めること。
- (3) 事業期間を通して、支障が生じた場合には組合と協議し、速やかに適切な対応をもって改善実施に努めること。
- (4) 施設全体が周辺環境に調和できるような清潔なイメージと周辺的美観を損なわない施設とすること。また、意匠デザインなどの景観や施設計画については組合と十分に協議を行い柔軟な対応を行うこと。
- (5) 本施設の運営・維持管理において、収集運搬車、各種搬入搬出車等に対して十分に配慮がなされた計画となるよう努めること。
- (6) 地域住民の理解を得ながら、設計・建設から運営・維持管理まで、安心して安全な作業に努めるとともに、安定操業の確保に取り組むこと。

令和5年1月

まほろば環境衛生組合

(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業プロポーザル審査委員会